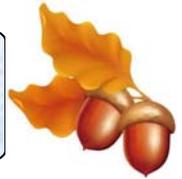


浜長保険センター安全だより(11月)

平成 29 年 11 月 9 日
浜長保険センター 第12号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



暦の上では立冬(11月7日)を迎え、今年も残すところあと1か月余りとなりました。朝夕の冷え込みが日増しに強くなってきますが、風邪など引かないよう暖かくお過ごしください。



Q1 スクールゾーンの補助標識に「土・日曜、休日を除く」と表示されているが、学校の冬休み、夏休みには通行できるか？

土・日曜のほか、「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条にいう休日を示します。

- ① 国民の祝日は休日とする。
- ② 国民の祝日が日曜日にあたるときは、その翌日を休日とする。

などと規定され、学校の冬休み、夏休みは土・日曜日ではなく、又「国民の祝日に関する法律」第3条に規定する休日に該当しないため、通行することはできません。



Q2 路側帯又は歩道を原動機付自転車が時速60キロメートルで通行した場合、速度超過違反になるのか？

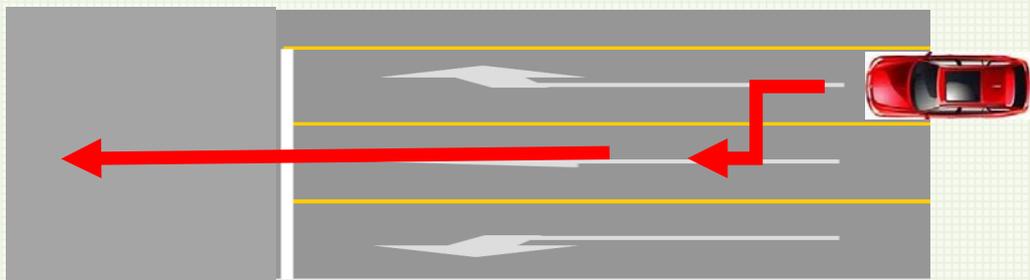
時速約60キロ



道路交通法第17条第1項に「車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない」と定められており、速度超過違反は成立せず、通行区分違反に該当します。

速度超過は、「道路においてその最高速度をこえる速度で進行してはならない」と規定されています。この道路の意味ですが、道路交通法第17条第4項に「道路とは歩道等と車道の区別のある道路は、「車道」を指します。したがって、車道ではない路側帯や歩道は、最高速度違反が成立しません。

Q3 進路変更禁止場所で右折車線から直進車線に進路変更し、交差点を直進した場合、進路変更禁止違反と指定通行区分違反の2つの違反になるのか？



進路変更禁止違反(道路交通法第26条の2第3項)に該当します。右折車線を走行していたが黄線を越え直進車線に入った時点から右折義務は消え、直進義務が生じます。

結果的にそのまま直進したのであれば、指定通行区分違反は成立せず、黄色の表示をこえたという進路変更禁止違反のみが成立することになります。